

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人若山梧郎上告趣意について。

論旨は上告適法の理由を主張しないものであり、採用に値しない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 橋本乾三関与

昭和二六年三月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岩 松 三 郎

裁判官 眞 野 肅

裁判官 斎 藤 悠 輔